

IFRS News

32

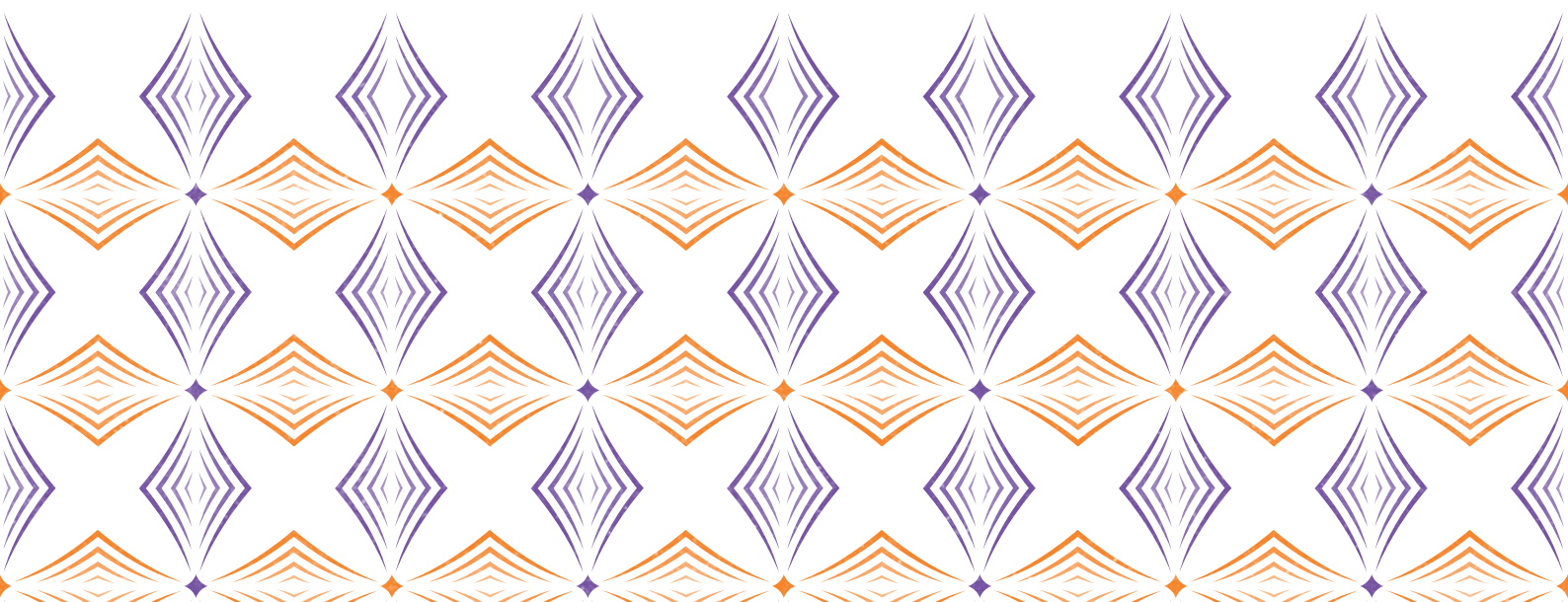
Quarter 1 2017

vol.

グラントントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準(IFRS)に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2017年の最初の号となる本号では、まず初めに、IFRS第9号「金融商品」の適用に関する欧州証券市場監督局(ESMA)の最近のパブリック・ステートメントについて検討します。当該基準の発効日(2018年1月1日)が近づいているため、本ステートメントは、欧州内外の多くの企業にとって興味深いものであると思われます。

次に、国際会計基準審議会(IASB)がIFRSに対して最近行ったさまざまな修正、及び進行中のいくつかの提案に目を向けます。本IFRSニュースの後半では、グラントントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介します。



目次

ESMAがIFRS第9号の適用に関するパブリック・ステートメントを公表	3
IFRIC第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」	6
IFRSの年次改善2014–2016年サイクル	7
投資不動産の振替	8
新たな年次改善案を公表	8
US GAAPとIFRSの比較に関する手引きを更新	10
Navigating the changes to IFRS	10
グラントソントンにおけるその他のニュース	10
レイモンド・シャボット・グラントソントンがIFRSに関する2つのイベントを開催	11
グラントソントンの代表がEFRAGの技術的専門家グループ(TEG)に任命される	11
その他のトピックー概要	12
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	15
コメント募集	16

ESMAがIFRS第9号の適用に関するパブリック・ステートメントを公表

欧州証券市場監督局(ESMA)は、欧州におけるIFRSの首尾一貫した適用を推進するために、IFRS第9号「金融商品」の適用に関するパブリック・ステートメントを公表した。

本パブリック・ステートメントでは、IFRS第9号の首尾一貫した高品質の適用が必要であること及びIFRS第9号の財務諸表利用者に対する影響についての透明性が必要であることを強調しています。ESMAは、関連する企業(下記をご覧ください)に対して、本パブリック・ステートメントを2016年の年次財務諸表、及び2017年の年次及び期中財務諸表で考慮し、反映させることを求めています。ESMAは、企業によってもたらされる情報を注意深く監視することになります。そのため、次ページの表に本パブリック・ステートメントにおけるいくつかの主要なポイントを示しています。

本パブリック・ステートメントでは、IFRS第9号の首尾一貫した高品質の適用が必要であることを強調している

本パブリック・ステートメントに関連があるのはどのような企業でしょうか？

本パブリック・ステートメントは、欧州連合(EU)の規制市場で取引することが認められている証券の発行者及びその監査人に直接に関連があります。そうした企業は、IFRS第9号の適用に際して本パブリック・ステートメントを(特に、当該基準の予想される影響の開示に関して)考慮しなければなりません。また、これらの企業の監査委員会は、必要があれば、当該基準の適用の質を監視することも求められます。

EUの規制市場で取引されない企業は本パブリック・ステートメントについて考慮する必要はありませんが、その提言はそうした企業にとっても興味深いものかもしれません。

すべての企業について、提供する詳細さのレベルは、財務諸表に対する事項の重要性に応じて変化させなければなりません。

背景

IFRS第9号(2014年)は、金融商品の会計規則を根本的に書き換えています。当該基準は、金融資産の分類に関する新たなアプローチ、より将来予測的な予想損失モデル及び主要な新しいヘッジ会計の要求事項を導入しています。新しい減損の要求事項は、金融機関(及び他の一部の業種)に重大な影響を与えることが予想されており、新しいヘッジ会計の要求事項は、非金融企業に対し、特にヘッジ会計とリスク管理とをよりよく合致させる機会を提供しています。

保険会社

IASBは、最近、IFRS第4号「保険契約」の修正を行い(2016年第4四半期のIFRSニュースをご覧ください)、IFRS第9号の強制発効日と新しい保険契約基準であるIFRS第17号(今年5月に公表予定)の強制発効日の相違から生じる論点に対処しています。ESMAは、影響を受ける保険会社に対して、該当する場合に、両基準の発効日の相違の影響に対処する選択肢の適用を含め、IFRS第9号の適用についての企業のアプローチに関する透明性のある情報を、実務上可能な限り早急に提供することを求めています。

ESMAのコメント及び提言

トピック	アドバイス
IFRS第9号の適用に関する一般的な開示	• IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、公表はされているが未発効の新しいIFRS基準を発行者がまだ適用していない場合、目前に迫った会計方針の変更についての開示を要求していることに着目する • これらの要求事項には定性的情報及び定量的情報の両方が含まれることに焦点を当てる • 適用が進むにつれて、より企業固有の定性的情報及び定量的情報が徐々に提供されることを求める
時期	• 大半の発行者に対して、IFRS第9号の影響が、2017年の期中財務諸表の作成時に既知又は合理的に見積可能であることを求める • IFRS第9号の影響に関して合理的に見積可能な定量的情報が移行日前の報告日に存在する場合には、2018年の財務諸表における実際の数値が異なる可能性があるとしても、当該情報を開示しなければならないとする
IFRS第9号の影響・効果に関する情報	IFRS第9号の影響が重大であると予想される場合、ESMAは企業が以下の事項を行うことを求めている: • IFRS第9号の最初の適用の際に採用する会計処理の選択肢に関する情報、例えば、企業が以下を行ったかどうかなどの情報を提供する: - IAS第39号のヘッジ会計の要求事項の適用を継続することを選択した - 公正価値オプションにより純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した、金融負債に係る信用リスクから生じる公正価値変動の表示についての要求事項を早期適用することを選択した - 資本性金融商品を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定を選択した • 予想される影響を、企業が影響を測定する際に使用し、利用者にとって有用な要素に分解する • 利用者がIAS第39号と比べて変更及びその主な発生要因を理解できるよう、当該影響の内容を説明する また、ESMAは、リスク管理及び/又は発行者が使用することがある代替的業績指標に対する影響がある場合には、それについて説明することを発行者に対して奨励している。 ESMAは、IFRS第9号が企業集団内で首尾一貫して理解、適用されているかを検証する必要性を強調している
金融機関に関する具体的な考慮事項	ESMAは、金融機関が以下の事項を行うことを推奨している: • 適用に関する取組みを適時に進める • 金融機関にとって予想信用損失モデルが複雑であることを考慮し、利用者が直面した信用リスクを評価するのに役立つよう、経営者の判断、見積り及び仮定に関連する開示を行う • IFRS解釈指針委員会(IFRIC)及びIFRS移行リソース・グループが議論した事項を見直す • 規制上の目的で算定した予想信用損失とIFRS第9号について算定した予想信用損失との差額を考慮する
金融機関の健全性に関する指標	現在、IFRS第9号が規制目的上の健全性に関する指標に与える潜在的影響についての明瞭性が欠如している。そのような中で、ESMAは、信頼性のある情報が利用可能となった場合には、当該論点及び当該論点が資本計画に与える可能性のある影響に関して伝達することを奨励している

トピック	アドバイス
金融機関に対するタイムライン及び 良質な開示実務の例示	2016年のIFRSに基づく年次財務諸表: ESMAは以下の事項を提供することを推奨している: - IFRS第9号の主要な概念がどのように適用されるのかについての詳細な記述及び説明、例えば: - 金融資産の分類についてのアプローチ - 事業モデルテストの適用 - 予想信用損失を見積り、将来予測的な情報を含めるにあたり使用する技法及び判断のモデル化 - 信用リスクの著しい増大についての評価 - ヘッジ会計に対するアプローチ - 可能な場合には、移行上の救済措置の予想される使用を含め、IFRS第9号を適用するためのタイムラインについての説明 - 既知の又は合理的に見積可能な場合には、IFRS第9号が財政状態、経営成績及び資本に与える起こり得る影響についての信頼性のある定量化 - 定量的情報が不明であるか又は合理的に見積可能でないため、当該情報を開示しない場合、財務諸表の財政状態及び(必要があれば)資本計画に対して予想される影響の大きさを理解するのに役立つ追加の定性的情報 2017年のIFRSに基づく期中財務諸表: 2016年のIFRSに基づく年次財務諸表で提供した情報(上記を参照のこと)の更新を期中財務諸表に提供するかどうかを検討する - 例えば、金融機関は、IFRS第9号が重大な影響を及ぼすことを予想しているが、その当時、信頼性のある定量的情報が入手可能でなかったため、2016年の年次財務諸表に当該情報を示すことができなかった場合には、定量的情報を2017年の期中財務諸表に提供できる。同様に、一般的に、2017年期中財務諸表では、以前可能であったよりも具体的な開示を行うことが可能な場合がある 2017年のIFRSに基づく年次財務諸表: ESMAは: 2017年の年次財務諸表は、IFRS第9号の発効後に公表されるため、発行者は、IFRS第9号が2018年1月1日現在の財務諸表に与える影響の定量的評価を示さなければならないと述べている - 規制上の要求に対する影響についての開示を奨励している(例えば、自己資本及びレバレッジ比率など) 2017年の年次財務諸表では、IFRS第9号の適用の定量的影響を示して、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」に基づいて報告していた金額の変動について説明し、必要に応じて分解することを求めている - IFRS第9号の実際の適用を考慮し、過去の財務諸表で提供した情報を拡充し、詳細に示すことを求めている 今後のステップ IFRS第9号が適用されると、IFRS第7号「金融商品:開示」に従って詳細な開示を行うことが必要となる

IFRIC第22号

「外貨建取引と前渡・前受対価」

IFRS解釈指針委員会(IFRIC)は、IFRIC第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」を公表した。本解釈指針では、関連する資産、費用又は収益に先立って支払いを行うか又は受け取る際の換算について、どの為替レートを使用すべきかを検討している。

背景

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」は、外貨建取引を当初認識時に企業の機能通貨で記録する際に、どの為替レートを使用すべきなのかに関する要求事項を示しています。しかし、IFRICは、企業が前渡・前受対価から生じる非貨幣性負債を認識する状況における実務の不統一を観察しました。この不統一は、企業の中には、前渡・前受対価の受取日の直物為替レートをを用いて収益を認識している企業もあれば、収益の認識日の直物為替レートをを用いて収益を認識している企業もあったという事実によるものでした。

IFRICは、この論点の分析を行うにあたって、当該論点は外貨建収益取引のみに限定されるものではないことに留意しました。例えば、対価が外貨建であるか、又は対価の前払い又は前受けが行われる場合には、有形固定資産の売却又はサービスの購入などの取引に関して、同じ論点が生じます。

講じられた措置

IFRIC第22号は、関連する資産、費用又は収益(あるいはその一部)の当初認識時に適用すべき為替レートを決定するための取引日は、前渡・前受対価の支払又は受領から生じる非貨幣性資産又は非貨幣性負債を企業が当初認識する日であると明確化することによってこうした論点に対処しています。

複数回の前払い又は前受けがある場合には、企業は、それぞれの前渡・前受対価の支払又は受領に関して取引日を決定しなければなりません。

IFRIC第22号の設例は、こうした合意事項の適用について示しています。

発効日

IFRIC第22号は、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用されます。早期適用は認められます。

経過措置

適用開始時に、企業はIFRIC第22号を遡及的に、又は本解釈指針の範囲に含まれるすべての資産、費用及び収益のうち、当初認識が以下のいずれかの以後であるものについて将来に向かって適用する選択肢を有しています:

- 企業が本解釈指針を最初に適用する報告期間の期首
- 企業が本解釈指針を最初に適用する報告期間の財務諸表において比較情報として表示される過去の報告期間の期首

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、本解釈指針の公表を歓迎します。非貨幣性資産又は非貨幣性負債の認識日の為替レートをを用いて外貨建の収益、費用、資産又は負債を換算することは、外貨建前払・前受の経済実態を反映すると考えています。これは、外貨額の受領又は支払により、将来の為替レートの変動に対する企業のエクスポージャーが解消されるからです。

IFRSの年次改善2014-2016年サイクル

IASBは、3つの基準に対する緊急ではない(しかし必要な)軽微な修正を扱う「IFRSの年次改善2014-2016年サイクル」を公表した。

本公表物は、2014年に開始した年次改善を行うためのプロジェクトのサイクルにおいてIASBが議論し、2015年11月に公表された公開草案に示された論点から生じたIFRSの修正です。IASBは、必要ではあるが緊急ではないIFRSの修正が他のプロジェクトの一部として含まれない場合に、当該修正を行うため

に年次改善プロセスを使用しています。修正を断片的な変更の連作とせずに単一の文書の形で示すことにより、IASBは、すべての関係者にとっての変更の負担を軽減することを図っています。取り扱われている論点の概要を以下に示しています:

取り扱われている論点の概要

該当する基準	主題	修正の概要
IFRS第1号 「国際財務報告基準 の初度適用」	初度適用企業のための 短期的な免除の削除	いくつかの短期的な免除は、定めている救済がもはや利用可能ではないか又はすでに経過した報告期間に関するものであったため削除されている。 本修正は、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用される。
IFRS第12号 「他の企業への 関与の開示」	当該基準の範囲の明 確化	IFRS第12号の開示要求(IFRS第12号の第B17項における開示要求を除く)が、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有又は非継続事業に分類された(又は分類されている処分グループに含まれた)関与なのかどうかに関係なく、企業の関与に適用されると明示することによって、IFRS第12号の範囲を明確化している。 本修正は、2017年1月1日以後開始する事業年度にIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用される。
IAS第28号 「関連会社及び 共同支配企業に 対する投資」	関連会社又は共同支 配企業の公正価値で の測定	適格企業が、持分法を適用するのか、又は関連会社又は共同支配企業に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定するのかを、関連会社又は共同支配企業の当初認識時に、それぞれについて別個に選択できることを明確化している。 自らは投資企業ではなく、投資企業である関連会社又は共同支配企業を有している報告企業について、同様の明確化を行っている。IAS第28号では、こうした報告企業が持分法を適用する際に、投資企業である関連会社又は共同支配企業が用いた公正価値測定を維持する選択肢を認めている。また、本修正では、この選択も、投資企業である関連会社又は共同支配企業に対する投資のそれぞれについて、以下のいずれか遅い時点で、別個に行われることを明確化している: a) 投資企業である関連会社又は共同支配企業の当初認識時 b) 関連会社又は共同支配企業が投資企業となった時点 c) 投資企業である関連会社又は共同支配企業が最初に親会社となった時点 本修正は、2018年1月1日以後開始する事業年度にIAS第8号に従って遡及適用される。ただし、早期適用が認められる。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、比較的議論を生じることのない当該修正の公表を歓迎します。

投資不動産の振替

IASBは「投資不動産の振替 (IAS第40号の修正)」を公表した。本修正では、証拠に裏付けられた不動産の用途変更がある場合に、かつ、その場合にのみ、投資不動産への振替又は投資不動産からの振替が要求されることを明確化している。

修正

上記の原則の明確化に加え、本修正では、IAS第40号「投資不動産」にこれまで含まれていた状況のリストの性格付けを改めています。当該リストは、不動産の用途変更があったと考えられる状況の確定的なリストとしてこれまで性格付けされていました。本修正では、当該リストを、用途変更が生じているという証拠の例の網羅的でないリストとして、その位置付けを見直しています。また、IASBは、経営者の意図の変化は、その変化だけでは、用途変更が生じているという十分な証拠を提供するものではないことについても明確化しています。

発効日及び経過措置

本修正は、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用されます。ただし、早期適用が認められます。本修正には、将来に向かっての適用という経過措置が設けられていますが、事後判断を使用せずに可能な場合には、遡及適用が認められます。

新たな年次改善案を公表

IASBは、3つの基準に対する軽微な修正を提案する公開草案「IFRSの年次改善2015–2017年サイクル」を公表した。

本提案は、緊急ではないが必要ではある軽微なIFRSの修正を行うプロセスである、IASBの年次改善プロジェクトにおける最新のものです。

2015年に開始したプロジェクトのサイクルにおいてIASBが議論した論点を反映した提案の概要を、次ページの表に示しています。

年次改善案

基準	論点	変更案
IAS第12号 「法人所得税」	資本に分類される金融商品に係る支払の法人所得税への影響	IASBは、IAS第12号の第52B項の要求事項(配当を支払う負債をいつ認識すべきかに関して)が、IAS第12号の第52A項に記述された状況(すなわち、分配された利益と未分配利益の税率が異なる場合)にのみ適用されるのか、それともそうした状況以外にも適用されるのかについての質問を受けた。 本提案では、当該要求事項が配当の法人所得税への影響すべてに適用される旨を明確化している。 IASBは、この修正案が、資本に分類される金融商品に係るすべての支払の法人所得税への影響を企業が純損益に認識することを意味するものと解釈されるべきでないことに留意している。むしろ、企業はこのような金融商品に係る支払が利益の分配(すなわち、配当)なのかどうかを判定する際に判断を行使することになる。 本公開草案では、IASBは、資本に分類される金融商品に係る支払が利益の分配なのかどうかの判定方法に関する要求事項を含めることは提案しないと決定したことを追加している。
IAS第23号 「借入コスト」	資本化に適格な借入コスト	IAS第23号の第14項は、企業が一般目的で資金を借入れ、それを適格資産を取得するために使用する場合に、資本化に適格な借入コストの金額をどのように算定すべきかを定めている。 また、企業が一般目的で借入れた資金を判定する際に、「適格資産を取得する目的で特別に行った借入れ」を除外することを企業に要求している。IASBは、企業が当該文言を、一般目的で借入れた資金からは、当初は適格資産を取得するために特別に借入れて現在では当該適格資産が意図された使用又は販売の準備ができていない場合の借入残高を除外するという意味に誤解するおそれがあることに着目した。 したがって、本公開草案では、IAS第23号を修正して、適格資産について意図された使用又は販売の準備ができていない場合には、企業は当該適格資産を取得するために行われた借入残高を一般目的で借入れた資金の一部として扱う旨を明確化することを提案している。 本公開草案では、借入コストを遡及的に資産化するために要する情報の収集のコストが、潜在的な便益を上回る可能性があるため、修正を将来に向かって適用することを提案している。すなわち、当該修正は、最初に適用する日以後に生じる借入コストにのみ適用されることになる。
IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	関連会社又は共同支配企業に対する長期持分	本修正案では、IFRS第9号「金融商品」が、関連会社又は共同支配企業に対しての、実質的に関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を構成するが持分法が適用されない長期持分(本公開草案では「長期持分」と呼ばれる)に適用されるのかどうかを明確化している。 本修正案では、IFRS第9号の範囲から、持分法が適用される持分のみを除外しており、長期持分は除外していないことを明確化している。また、IASBは、IFRS第9号における予想信用損失減損モデルが、IFRS第9号における償却原価での会計処理の一部であり、密接に関連していることについても留意した。したがって、企業はIFRS第9号における減損の要求事項も適用しないと償却原価での会計処理を適用することはできない。 本公開草案では、修正案の発効日をIFRS第9号の発効日(2018年1月1日)と一致させ、早期適用を認めることを提案している。これは短い期間であるが、本修正では、企業は、IFRS第9号の移行上の救済を利用することができ、長期持分の会計処理をIFRS第9号の導入計画に組み込むことができる。本公開草案では、企業が比較情報をIFRS第9号に従って修正再表示しない場合には、移行時に修正を比較対象期間に適用することを免除する救済措置も設けている。また、IFRS第9号の一時的な免除を適用することを選択する保険者に対して、同様の経過措置を提案している。

US GAAPとIFRSの比較に関する手引きを更新

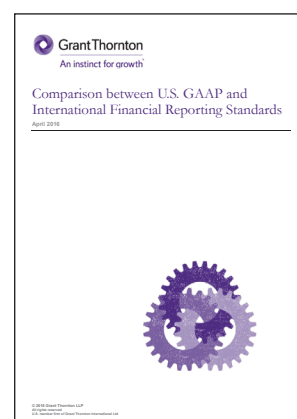
米国のメンバーファームであるグラントソントンLLPが、その刊行物である「US GAAPと国際財務報告基準との比較 (Comparison between US GAAP and International Financial Reporting Standards)」を更新した。

本刊行物は、現行のUS GAAPとIFRSとの間において類似点や相違点がある主要な領域を読者が識別するうえで役立つことを意図するものです。また、US GAAP又はIFRSのいずれかにあまり精通していない人が主な基準について理解するのを支援します。

本手引きでは、2016年9月時点で公表されている基準に基づいて更新及び改定を行っています。

本手引きは、グラントソントンLLPのウェブサイトからダウンロードすることが可能です。

(www.grantthornton.com)

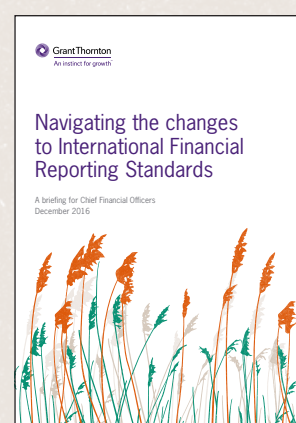


Navigating the changes to IFRS

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、刊行物「Navigating the changes to International Financial Reporting Standards: CFO向けガイド」の更新版を公表した。

本刊行物は、企業の財務報告にこれから影響を与える国際財務報告基準 (IFRS) の最近の変更に関して、最高財務責任者 (CFO) の方々にハイレベルでの認識を有していただくことを目的として作られたものです。本刊行物では、新たに公表された基準や解釈指針と現行の基準や指針に対して行われた修正の両方を取り上げ、それぞれについて簡単な説明を行っています。

本刊行物 (2016年12月公表号) は、2015年12月1日から2016年11月30日までに公表されたIFRSの変更部分を取り上げています。初めて取り上げられる基準として、多くの企業に重大な影響を与えらるIFRS第16号 (リースに関する新基準) が含まれています。



グラントソントンにおけるその他のニュース

グラントソントン・アルメニア

グラントソントン・アルメニアは、2016年12月9日に、IFRSに関する特別研修コースを主催し、アルメニアの中央銀行、銀行、保険及び信用格付機関、並びに営利及び非営利組織から50名以上の代表を招待しました。

本研修コースでは、2018年1月1日から適用されるIFRS第9号「金融商品」に焦点が当てられました。グラントソントン・アルメニアにおける保証業務のパートナー及びテクニカル・ディレクターであるEmil Vassilyanが本研修コースでプレゼンテーションを行いました。Vassilyanは、非常に有能な監査及び会計の専門家であり、研修コースの実施において豊富な経験を有しています。

Vassilyanは、「私どもは、2018年から企業に強制適用となるIFRS第9号の影響が重大なことを認識しました。そこで、クライアント及びパートナーが、その企業の財務報告を改善できるよう、私どもの知識と経験をそうした方々と共有し、当該基準の新しい要求事項を理解し、その影響を評価するのを支援することを決定しました」とコメントしました。

グラントソントン・インドネシア

グラントソントン・インドネシアは、2017年1月18日にインドネシア証券取引所 (IDX) の取引開始のベルを鳴らしました。当日は、IDXとともに「IPOによる成長の加速」と題するセミナーをIDXの建物内のメインホールにおいて開催しました。

レイモンド・シャボット・グラントソントンがIFRSに関する2つのイベントを開催

2016年11月16日、カナダに2つあるメンバーファームのうちの1つであるレイモンド・シャボット・グラントソントンにおける鉱業部門の専門家が、クライアント及び取引先を鉱業部門に関する特別イベントに招待しました。

Louis Berardi(保証業務パートナー、国内鉱業部門責任者)が、Karine Desrochers(パートナー、保証業務)及びSylvie Caza(シニアマネジャー、保証業務)とともに本イベントの司会を務めました。

本イベントでは、新しい会計基準の開発及び税務上の問題、鉱業部門の革新、並びに探査作業を行う会社から実際に採掘作業を行う会社への転換及び結果として生じる企業文化の変容への対応を含む、広範なトピックが取り上げられました。

レイモンド・シャボット・グラントソントンのStéphanie Fournier(シニアマネジャー、会計調査)、Stéphanie Laframboise(シニアマネジャー、リスクマネジャー)、Sylvain Richard(シニアマネジャー、カナダ税務)及び Nancy Doucet(マネジャー、戦略及び業績評価)が、Lavery法律事務所及びラヴァル大学から迎えた2名のゲストと密に協力して、これらのトピックに関するプレゼンテーションを行いました。



レイモンド・シャボット・グラントソントンがIFRSの動向に関するwebセミナーを開催

レイモンド・シャボット・グラントソントンは、2016年12月に、IFRSの動向に関するwebセミナーをクライアントや取引先に向けて開催しました。レイモンド・シャボット・グラントソントンのリスク管理及び会計調査部門の4名のメンバー(パートナーであるGilles Henley、シニアマネジャーであるStéphanie Fournier、Diane Joly及びLouise Roy)がプレゼンテーション(フランス語)を行いました。本webセミナーでは、IASB、IFRS解釈指針委員会(IFRIC)及びカナダの規制当局による過去1年間のIFRS関連活動についての概要が示されました。以下のサイトをご訪問いただければ、webセミナー(フランス語)の視聴が可能です。または当該セミナーで使用したプレゼンテーション(フランス語)をダウンロードすることも可能です。<http://www.rcgt.com/en/about-us/events/webinar-ifs-developments-december-2016/>

加えて、レイモンド・シャボット・グラントソントンは、2016年11月に、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に関するwebセミナー(フランス語)を収録しました。以下のサイトをご訪問いただければ、こちらについても視聴可能となっています。

<http://www.rcgt.com/en/about-us/events/webcast-revenue-contracts-with-customers-ifs-15/>

グラントソントンの代表がEFRAGの技術的専門家グループ(TEG)に任命される

ブルガリアのメンバーファームの保証業務の責任者であるSilvia Dinovaが、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)のTEGに任命された。その任期は、2017年4月1日から開始される。

EFRAGは、財務報告分野における欧州の見解を示し広めることによって、欧州の公益に資しています。TEGは最大で16名のメンバーからなり、その役割は、EFRAGのボードに専門家の助言及び財務報告の事項に関して推奨される見解を示すことです。TEGは財務諸表作成者、監査人、財務報告の利用者及び学者といったさまざまな人々によって構成されており、そのメンバーは、IFRSの適用における相当な専門知識及び適性に基づいて選定されます。

ブルガリアのメンバーファームでの保証業務の責任者としての役割に加え、Silviaは、自身の事務所内部のIFRSのコンサルテーション・プログラムを主導し、複雑なIFRSの問題に関してクライアントに助言を行ううえで非常に多くの専門知識を有しています。Silviaは、金融商品、銀行業務、保険、年金、ミューチュアル・ファンド、エネルギー及び公益事業、建設、株式報酬及び連結を含む、さまざまな領域に強い関心を持っています。

新たな役割を得たSilviaにお祝い申し上げます。



その他のトピックー概要

IASB

IASBはIFRS第9号における範囲の限定的なプロジェクトをアジェンダに追加

IASBは、狭い範囲の例外を設けるかどうかを検討するために、IFRS第9号「金融商品」に関するプロジェクトを実施することを決定しました。本例外により、対称的な期限前償還オプションが付されている金融商品を償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で会計処理することが認められることになります。現在、当該金融商品は、「元本及び利息の支払のみ」とであるという金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特性の条件を満たさないため、純損益を通じて公正価値で測定される必要があります。

IASBが今後5年間に注視する領域

IASBは、アジェンダ協議の結論及び作業計画を公表しました。これにより、IASBは、今後5年間の優先事項及び焦点を当てる領域を示しました。その中には、以下の事項が含まれます：

- 財務諸表におけるコミュニケーションの改善—この目的は、財務情報がどのように表示されるのかを改善することによって、財務諸表のコミュニケーションの効率性を高めることにある
- 大型のプロジェクトの完成—新たな保険契約基準 (IFRS第17号)と概念フレームワークの公表 (いずれも2017年に公表の予定)を含む
- 適用の支援—新基準を適用するためのサポートの開発を継続し、既存の基準を維持管理する
- リサーチ・プログラムの調整—プログラムに含まれるプロジェクトの件数を削減し、利害関係者のプログラムへの関与を促し、適時な完了を確保する。

IASBはIFRS第17号の発効日を決定

IASBは、近々公表予定のIFRS第17号「保険契約」の発効日を2021年1月1日以後開始する事業年度とすることに合意しました。また、IFRS第9号及びIFRS第15号も適用する場合には、本基準の早期適用が認められることについても決定しました。現時点では、IFRS第17号は今年5月の公表が見込まれています。

IFRS財団の評議員会が定款を修正

IFRS財団の評議員会 (IASBの監督とガバナンスに責任を負う) は、財団の定款を修正しました。この変更は、2015年に開始し、公開協議の対象となった、IFRS財団の体制についての最近のレビューの結果として行われたものです。

主な修正は以下のとおりです：

- IASBメンバーの数を16名から14名に削減
- IASBメンバー及び評議員の地域的分布の変更
- IASBメンバー及び評議員の職業的経歴の要件を修正

これらの変更の結果、IASBはIFRSに関する趣意書を更新しました。

IASB が編集上の訂正を公表

IASBは、2016年12月に編集上の訂正を公表しました。編集上の訂正は、文書を執筆又は印刷の際に生じた誤りによって必要となるIFRSの修正(例えば、誤字、文法上の誤り又は行われなかった結果的修正)からなります。最新の訂正のセットは、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に影響を与えます。

欧州

EUはIFRS第9号及びIFRS第15号を正式に採用

IFRS第9号

欧州連合(EU)は、11月22日に、IFRS第9号「金融商品」をEU法に取り入れる決定を公表しました。その直後、2016年11月29日にIFRS第9号をエンドースする委員会規則(No 2016/2067)を公表しました。

EUにおける発効日はIASBの発効日と同じで、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められます。

IFRS第15号

EUは、新たな委員会規則(EC)を公表することによって、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を正式に採用しました。

欧州議会及び理事会は、2016年9月22日にEC(No 2016/1905)を公布し、2016年10月29日の官報で公表しました。当該ECは、2014年5月にIASBが最初に公表したIFRS第15号を採用しています。

EUにおけるIFRS第15号の発効日はIASBの変更された発効日と同じで、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められます。

EFRAGは概念フレームワークで非対称性の使用に関するコメントレターを提出

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、概念フレームワークにおける非対称性の使用を支持するコメントレターをIASBに提出しました。EFRAGは、当該レターにおいて、「非対称性は、会計基準の開発において検討すべき重要な考えであり、そのため、概念フレームワークに含めるべきだが、必ずしも他のすべての考慮事項より優先されるものではない」という見解を示しています。

EFRAGの見解は、概念フレームワークは、非対称性をいつ使用するのが適切であるのかについてのガイダンスを示すべきであるというものです。EFRAGは、これは以下の2つの状況に該当すると考えています：

- 認識—例えば、被告が訴訟事件で負債を認識することが適切であるが、原告が資産を認識することは適切でない場合
- 測定—例えば、資産の減損を認識することが適切であると考えられるが、価値が増加しない場合

米国

SECの議長はグローバルな会計規則に対する希望を捨てないことを示唆

米国証券取引委員会(SEC)のMary Jo White委員長は、SECは「最優先事項の1つ」としてグローバルに公正妥当と認められた会計規則の促進に重点的に取り組まなければならないと述べました。こうした職務は、White委員長がまもなくSECを去る際に、次期委員長に指名されたJay Clayton氏が引き継ぎ、取り組むことになりそうです。

国際的な会計基準の単一のセットはすべての利用者(特に投資家)にとって有益であろうという理由から、米国は長年にわたって、現行の基準のセットであるUS GAAPから切り替えてIFRSを採用することを奨励されてきました。

しかし、IFRSへの切り替えに関して、米国の企業からの支持がほとんどあるいは全く得られないことや、そうした切り替えにかかるコストに対する懸念があるとして、米国はIFRSへの移行を常に回避してきました。

現時点では、US GAAPとIFRSに差し迫った変更が生じる可能性は低いですが、両審議会(FASBとIASB)は、共同プロジェクトで連携を図り、可能な場合には、コンバージェンスした決定を下すために、これまで以上に協力しています。

TCFDが気候関連財務情報開示について協議

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、気候関連の財務リスクの開示を推奨する協議文書を公表しました。

TCFDは、貸付機関、投資家及び保険業者が気候関連のリスクに関して要求される情報を特定するのを支援するために、金融安定理事会(FSB)によって設立されました。TCFDは、これらのリスクを理解するうえで有用となる、自主的で一貫性のある気候関連財務情報開示を開発する職務を与えられました。

TCFDは、異なる法域のさまざまな企業が広く採用できる4つの提言を策定しました。その主な特徴は以下のとおりです：

- すべての企業が採用可能である
- 財務報告に含まれる
- 財務上の影響に関する意思決定に有用な、先見性のある情報の提供を求めるよう設計されている
- より低炭素型の経済への移行に関連したリスク及び機会に重点を置く

TCFDは、組織運営において中核となる要素である4つのテーマを用いて提言を策定しました。これらの中核となる要素及びそれに関連する開示については、以下の表で説明しています：

中核となる要素	提言された気候関連財務情報開示
ガバナンス	気候関連リスク及び機会に関する企業のガバナンス
戦略	識別された気候関連リスク及び機会が企業の戦略、財務計画及びビジネスに与える実際の及び潜在的影響
リスク管理	気候関連リスクを識別、評価及び管理するために企業が用いるプロセス
指標及び目標	関連する気候関連リスク及び機会を評価し、管理する際に使用する指標及び目標

IOSCOはIFRS第9号、第15号及び第16号の適用に関するステートメントを公表

証券監督者国際機構(IOSCO)は、近々公表される主要な3つの新基準(IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第16号「リース」)により生じる可能性の高い影響に関するステートメントを公表しました。本ステートメントは、新基準により生じる可能性の高い影響についての適時開示の重要性を強調しています。当該基準自体は多くの財務諸表に著しい影響を与える可能性が高く、したがって近づきつつある発効日に備えるにあたって、生じ得る影響を理解することは極めて重要です。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IAS第40号	投資不動産の振替(IAS第40号の修正)	2018年1月1日	可
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	可
IFRS第1号／ IFRS第12号／ IAS第28号	IFRSの年次改善2014－2016年サイクル	2018年1月1日 ただし、IFRS第12号 の修正は2017年1 月1日から適用される	IAS第28号－可
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)	- IFRS第9号の一時的免除は2018年1月1日以降の会計期間に適用される - 上書きアプローチは企業がIFRS第9号を初めて適用する際に適用される	N/A
IFRS第9号	金融商品(2014年)	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の修正)	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可
IAS第7号	開示に関する取組み(IAS第7号の修正)	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識(IAS第12号の修正)	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可

*「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第1号	開示に関する取組み (IAS第1号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第28号	投資企業・連結の例外の適用 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号及び IAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却 又は抛却 (IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	延期された (もともとは2016年 1月1日であった)	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2012-2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第41号	農業:果実生成型植物 (IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可

コメント募集

右に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。Grant Thornton・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	IFRSの年次改善2015-2017年サイクル	2017年4月12日



www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

“Grant Thornton”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するGrant Thorntonのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。Grant Thornton・インターナショナル・リミテッド (GTIL) とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。